

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-08-11

なし

(発行年 / Year)

1910

申込及び受諾

中 申込は法律上の効果を生ずる目的とし、之ヲ為
 サルハハカテ、然レ雜詔申、其其意を以テ表照スルカキ
 ハ直ニ申込ニテモ、敬策敬策喧噪ノ紛争ノ如キ異性情
 ヲリ、テテ事變ノ取引ト區カハ紛争ノ如キハ理由ヨリ
 ニテ契約トナラザルサレナリ

申込ハ法律上ノ威厚ヲ生シ得ヘキモノタラサレトナズ
 換言スルガ、漠然漠然ニ過キテ何ヲ約セシヤ定メ難キ
 程、モモトメハカテ、此此為カ年ノ心ニ悞セナル由
 増産ヲテシナザルトイフガ如キハ漠然ニ失スルモノ
 ナリ

内閣

受諾ハ絶對的リカサヘカテ、然然ラバ、當當事者
 ノ意思ニ暗昧ナルカ、又又ハ相手方ノ意思ニト齟齬ス
 スルコトアリ、受諾受諾が契約ノ條件トシテ代理入ラシテ
 定ムルシメヤザトノ條件ヲ附シ、ハハ受諾アハモ合意ニ成リ
 セザレバ、
 受諾に申込ノ件項ト同テ、ハハカテ、百百圓ニテ高ク
 ニトノ申込ニ對シ、九九十圓ヲテ、ニニテトノ受諾ハ、在在意思ヲ
 生マス
 申込及び受諾ニシテ前上ノ條件ヲ備ヘカレモノハ

完全に申込及ビ受諾ニテラス後ニカレ申込
又ニ受諾アルモ合意に成ラセス

当事者ニ関スル錯誤

当事者ニ関スル錯誤アルハ合意ハ無効ナリ
AハMト契約シタルト信シテカウ又ト契約スルカ
加場合ニ此錯誤アルナリ、

此錯誤ハAニハ特定ノ人ト契約セント欲セシ場
合ニテ起リ相手ノ誰レカ知ルヲ重テ事トスルナキ
ニ起リ錯誤ナリ 通常日々ニテ取引ニ於テハ大抵
相手ノ誰レカ知ルコトヲ重テ事トセス、

内閣

相手方ノ誰レカニ頓着セズ從テ其何人カニテ知
ラザルコトアルモ之ヲ錯誤トイフヲ得ズ、何人モ受諾
シ得ル迄賣買又ハ視在賣買ニ於ケル場合ノ如シ
此ニ場合ニ於テハ錯誤問題ノ生ラズコトナレバシ
然リト由テ原則トシテハ左カクイフベキナリ曰ク
当事者ニ於テ自己ト或人トノ間ニテ義務ヲ生
ゼシメントシテ由テアルモ其意思ニテ違ハルコト能ハザ
ハトキハ何事ノ效果ヲ生ゼザルベシ
AハMト契約セシト欲スルトキハMニ代リテ得
ズ其理由ニテアリ

第一、AハMノ信用ト性質ヲ具スニテ契約セシト

セシナリ

第二、契約ノ成立ニ於テXハ若クモ曾テAノ心中

ニテシテ從テAハXトノ契約ノ同意スル事者

ナラズ、契約ニ当事者双方アル事者、然レハ

此ニ獨リ一方ノ当事者モノニ契約ノ成立

セザルコト当然ナリ

尚例ヲ挙ゲンニ、AハMヨリ貨物ヲ買受ケル

習慣アリ、XハMヨリ其店ヲ讓受ケタリ後日

AハMニ向テ常如クアル貨物ノ注文ナセリ、Xハ

内閣

其店ノ代換リセシメトシテAニ告ケスニテ其注文ニ

値ニ貨物ヲ送所ナリ

Xハ代償ヲ請本スル事益シAトXト間ニ

契約ナケレバナリ